

○神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に
関する条例施行規則

令和2年4月23日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例（令和2年4月条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(遵守事項)

第3条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、14日間とする。

2 次項第1号ただし書の規定により画像を複製した場合において、当該複製に係る画像を条例第3条第2項第2号ただし書の規定により保管するときは、当該画像の保管期間は、当該複製をした日から30日以内とする。

3 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 画像を複製してはならないこと。ただし、条例第3条第2項第2号ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

(2) 画像を加工してはならないこと。ただし、条例第4条第2項ただし書の規定により画像を提供する場合において、市長が個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護のため必要があると認めるときは、この限りでない。

(管理責任者等)

第4条 条例第5条第1項に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理室長の職にある者をもって充てる。

2 条例第5条第1項に規定する必要な職員として、取扱者を置く。

3 条例第5条第1項に規定する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及

び取扱者は、危機管理室に所属する職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。

（管理責任者等の事務）

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する事務を統括する。

2 管理責任者は、条例第5条第1項に規定する管理責任者等（第5項において「管理責任者等」という。）以外の者が防犯カメラを操作し、又は画像を閲覧することができないように必要な措置を講じなければならない。

3 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 防犯カメラの作動状況の確認

(2) 画像の複製、加工、消去及び保管並びにこれらの記録に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理責任者が必要と認める事務

4 取扱者は、取扱責任者の命を受け、その事務を補助する。

5 管理責任者等は、その事務に関して知り得た情報を防犯カメラの設置及び運用に関する業務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。管理責任者等でなくなった後も、同様とする。

（運用状況の公表）

第6条 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 画像を提供した件数及び理由

(2) 画像を提供した捜査機関の名称

（施行細目の委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。